

答申第308号

平成18年 3月27日

神奈川県教育委員会
委員長 平出彦仁 殿

神奈川県情報公開審査会
会長 堀部政男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成17年 4月14日付けで諮問された県立高校教職員定数関係文書不存在の件（諮問第336号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、次に掲げる文書（県立A高校が管理するものに限る。）を作成又は取得していないとして、公開を拒んだことは妥当である。

- (1) 県立B高校数学科において、「平成14年度からの少人数指導の実施を計画しており、B高校の校長から、その状況が報告されて」いたことを説明又は明示する文書
- (2) 平成14年度は、県立B高校に、「『小集団学習担当教員』を加配し」たことを説明又は明示する文書
- (3) 「実際に平成14年度にB高校で生徒に対して授業を行っていた（英語科）の教員数は、『9名』であ」ったことを説明又は明示する文書

2 不服申立てに至る経過

- (1) 不服申立人は、県立B高校教職員定数の配当について、平成16年11月18日付けで作成された陳述書（以下「本件陳述書」という。）の記載内容を説明する次に掲げる文書（県立A高校が管理するものに限る。以下「本件行政文書」という。）について、神奈川県情報公開条例第9条の規定に基づき、平成17年2月26日付けで、神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対して、行政文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）をした。

ア 県立B高校数学科において、「平成14年度からの少人数指導の実施を計画しており、B高校の校長から、その状況が報告されて」いたことを説明又は明示する文書

イ 平成14年度は、県立B高校に、「『小集団学習担当教員』を加配し」たことを説明又は明示する文書

ウ 「実際に平成14年度にB高校で生徒に対して授業を行っていた（英語科）の教員数は、『9名』であ」ったことを説明又は明示する文書

- (2) 本件公開請求に対し、教育委員会は、平成17年3月7日付けで、本件行政文書は作成又は取得しておらず、存在しないとして、公開を拒む決定（以下「本件処分」という。）をした。

- (3) 不服申立人は、平成17年3月10日付けで教育委員会に対して、行政不服審

査法第4条の規定に基づき、本件処分の取消しを求めるといふ趣旨の不服申立てをした。

3 不服申立人の主張要旨

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

- (1) 本件行政文書は、県立A高校の校長（以下「A校長」という。）が、校長の職名を冠した上で作成した本件陳述書の記載内容を説明又は明示する文書であるから、本件行政文書の写し等の資料は、機関としてのA校長又は県立A高校に存在するはずである。
- (2) 本件陳述書に記載されているような、県立B高校における教員の需給希望の事実は存在しない。
- (3) 本件行政文書の公開請求は教育委員会あてであるので、本件公開請求の時点でA校長の所属が県立A高校であるという理由により、本件処分を行ったことは本末転倒である。したがって、不服申立人は、A校長及び県立A高校に対して、本件行政文書の公開をあくまで求める。

4 実施機関（県立A高校）の説明要旨

本件行政文書は、県立A高校において作成、取得した事実はなく、存在していない。

5 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は、不服申立人から口頭による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 本件行政文書の存否について

ア 本件行政文書は、本件陳述書に記載された特定の記載内容を説明する文書である。

本件陳述書は、A校長が作成したものであり、その内容は、平成14年

度の県立 B 高校の教職員定数の配当について、A 校長が教職員課課長代理であったときに知っていた事実であることが認められる。

イ 神奈川県教育委員会行政文書管理規則第 4 条第 3 項では、「課長及び所長は、それぞれの課又は所における行政文書事務を統括する」と規定しており、本件陳述書の記載内容から判断すると、仮に本件行政文書が存在するとした場合、教職員課又は県立 B 高校において管理されていると考えるのが合理的であり、これを覆すに足りる特段の事情は認められない。

ウ 実施機関は、教職員課又は県立 B 高校とは異なる県立 A 高校において、本件行政文書を作成、取得した事実はない旨説明しているが、以上のことから、実施機関のこの説明は合理的であり、不服申立人からも、この説明に反する具体的な事実の主張はない。

エ したがって、本件行政文書は存在しないとする実施機関の説明は、納得できる。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成17年 4 月22日	諮問書を受理
5 月 9 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
6 月 8 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
6 月13日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
8 月 1 日	不服申立人から非公開等理由説明書に対する 意見書を受理
平成18年 2 月 6 日 (第55回部会)	審議
3 月 6 日	指名委員により不服申立人から意見を聴取 指名委員により実施機関の職員から非公開等 理由説明を聴取
3 月22日 (第56回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金 子 正 史	同 志 社 大 学 教 授	会 長 職 務 代 理 者 部 会 員
沢 藤 達 夫	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	
鈴 木 敏 子	横 浜 国 立 大 学 教 授	
竹 森 裕 子	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	部 会 員
玉 卷 弘 光	東 海 大 学 教 授	
千 葉 準 一	首 都 大 学 東 京 教 授	
堀 部 政 男	中 央 大 学 教 授	会 長 (部 会 長 を 兼 ね る)

(平成 18 年 3 月 27 日現在) (五十音順)